

和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成支援業務
特記仕様書

和歌山市 都市建設局 都市計画部 都市再生課

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、和歌山市（以下、「発注者」という。）が行う「和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成支援業務」について作業内容を定めるものである。

（業務の目的と背景）

第2条 本業務は、和歌山駅まち空間活性化会議（和歌山県、和歌山市、西日本旅客鉄道株式会社）において策定した「和歌山駅まち空間活性化基本構想（以下、「基本構想」という。）」（令和7年7月策定）に基づき、和歌山駅まち空間活性化を推進するため、関係者と事業の意義や連携の必要性を共有、検討することで、合意形成を促進することを目的とする。

和歌山駅まち空間の活性化を進めるにあたり、単体での開発・整備では成り立たない状況であり、エリア全体での連携開発・整備や地域ブランディング等を通じて価値を高めることが必要である。本業務では、駅まち空間の活性化を進めることで発現する様々な効果（ハード・ソフトの両面から）を整理するとともに、それらを体系的に整理し、関係者と共有することで、事業の必要性と意義を改めて整理し、合意形成のための機運醸成を図り、そのために必要な駅周辺の整備方針及び整備手法の検討も行う。

（業務概要）

第3条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

業 務 名：和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成支援業務

業務場所：和歌山市美園町5丁目地内 外（和歌山駅及びその周辺）

※別紙「位置図」参照。

（履行期間）

第4条 本業務の工期は契約締結日から令和8年3月31日とする。なお、履行期間内にあっても作業の完了したものについては、成果品の提出を求める場合がある。

（疑義）

第5条 本仕様書の各項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従う。

（業務計画）

第6条 受注者は納期工期を考慮して適切な人員を編成し、業務の着手前に業務計画書及び工程表を発注者に提出し、承認を受けることとする。また、計画等を変更する場合も同様とする。

（記録簿の作成）

第7条 発注者と受注者は必要に応じ、打合せを行い、受注者はその都度打合せ記録簿を2部作成し、各々保管する。

（工程管理）

第8条 受注者は、業務計画書に基づき、適切な工程管理を行う。

（ 守秘義務 ）

第9条 受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項については、これを第三者に漏洩してはならない。

（ 紛争の回避 ）

第10条 本業務は、主に和歌山駅及びその周辺を対象に実施することを原則とするが、業務遂行のためやむを得ず、他人の土地に立ち入る場合は、紛争の起こらないように留意しなければならない。なお、現地作業期間中は、身分証明書を必ず携行し、住民の請求があった場合は、提示しなければならない。

（ 事故等の処理、損害賠償 ）

第11条 受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

（ 検査 ）

第12条 本業務完了後、受注者は、速やかに関係書類とともに成果品を発注者に提出し、完了検査を受けなければならない。なお、作業中においても、発注者が必要と認めた場合、その実施状況について、受注者に報告並びに説明を求めることができる。

（ 成果品の帰属 ）

第13条 本業務中に知り得た秘密並びに成果品は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。ただし、成果品について、受注者は著作権および意匠権を放棄するものではない。

第2章 業務内容

（ 業務内容 ）

第14条 本業務の内容を以下に示す。

1. 整備方針の検討

基本構想での検討等を踏まえて、複数案を比較検討（概算整備費用の比較を含む。）のうえ整備方針の具体化を行う。また、具体化するにあたっては、交通ネットワークや歩行者利便性も踏まえた検討も行うことで、けやき大通りを中心とした周辺街路の役割を整理し、東西動線の必要性や求められる要件を検討する。

2. 事業手法の検討

（1）基盤整備と一体的な整備を可能とする事業手法の検討

(2) 基盤整備を含む事業補助に係る項目整理

3. 施策を踏まえた効果の整理・見える化

上記で検討した事業がもたらす効果（フロー、ストック効果別の定性、定量項目）を比較整理し、一部効果の見える化を行う。

- (1) 想定される効果の体系化（フロー、ストック効果別に定性、定量項目を列挙する。）
- (2) 産業連関分析による事業自体の経済波及効果の推計（生産誘発額、雇用誘発者数、税収効果等を、和歌山市及び和歌山県産業連関表を活用し推計する。必要に応じて、整備フェーズ別に推計する。）
- (3) 事業実施に伴う駅周辺開発を想定した経済効果の推計（駅周辺の民間開発や空地活用に対するケース設定とそれぞれの効果推計を行う。また、周辺人口増、駅利用者増、消費額増等の想定も行う。これらは他事例等を参考に仮説構築する。）
- (4) 市民目線での事業効果の見える化（事業効果（上記（1）～（3））を市民目線でわかりやすく見える化。「まちなかの居心地の良さ（国交省）」等の指標を活用する場合は、アンケート票（項目）作成、集計分析、結果の見える化を行う。）

4. 関係者協議等の支援

各協議・ヒアリングへの出席や資料作成等の支援を通じて、和歌山駅まち空間活性化に向けた合意形成支援を行う。なお、協議等は必要に応じてオンライン形式も可とする。

(1) 協議実施準備及び協議資料・議事録の作成

協議開催の都度、協議資料・議事録の作成を行う。

また、会場の使用料及び会議資料の印刷については、受託者において負担することとする。なお、協議実施場所は発注者と協議の上決定する。

(2) 関係者協議（4回程度）

(3) 事業化検討に向けたヒアリング（3回程度）

(4) 有識者への相談及び意見交換（4回（2名×2回）程度）

関係者協議等による合意形成を図るため、専門的な知見・経験から助言をいただくため、有識者（以下の2名）への相談及び意見交換を行う。その際に発生する有識者への謝礼・旅費等は、受託者において負担することとする。ただし、謝礼・旅費等の金額については、発注者と協議の上決定する。

- ・大阪公立大学 大学院工学研究科 都市系専攻 教授 嘉名 光市 氏
- ・和歌山大学 システム工学部 教授 佐久間 康富 氏

5. 打合せ協議

業務遂行に必要な打合せ協議を調査職員と実施する。協議回数は以下を想定する。打合せ記録については、議事録をとりまとめ提出するものとする。なお、会議はオンライン形式も可とする。

(1) 調査職員との打合せ、協議資料作成

- 業務着手時、中間2回以上、成果品納入時（計4回以上）
- 協議資料及び協議の開催に伴う準備物一式

○議事録一式

6. 報告書の作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

(1) 報告書の作成

○報告書

第3章 納入成果品

(成果品)

第15条 本業務の成果品を以下に示す。なお、電子データに関しては、本市へ提出前にウィルス対策ソフトウェアにて、ウィルス検索を行うこととする。

1. 成果品は業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。
2. なお、製本はすべて表紙、背表紙とも直接印刷したものとする。

(1) 業務成果品一覧

成果品項目	納品サイズ	提出部数
報告書	A4判 簡易製本	2部
その他調査資料等	A4判 ファイル整理（又は簡易製本）	一式（1部）
電子媒体	全ての電子データ（xlsx、docx、dwg、pdf等）	1部（CD-R等）

3. 成果品のとりまとめや、納品方法については、担当職員と協議のうえその指示に従うこと。
4. 電子成果（データ）は、和歌山市電子納品運用ガイドラインに基づき作成し、納品形態については、担当職員と協議しその指示に従うこと。

第4章 その他

(その他)

第16条 本特記仕様書に定めのない事項、または、本特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

貸与された資料について、その内容に疑義が生じた場合は担当職員に報告するとともに、担当職員と協議し、これらの解決にあたるものとする。



※基本とする検討範囲は位置図のとおりとするが、業務において多少の変更が生じる場合がある。